

(仮称)東根市立神町小学校分離校整備等事業

落札者決定基準



平成20年10月8日

東 根 市

< 目 次 >

1	本書の位置づけ	2
2	最優秀提案者の選定の概要	2
	(1) 最優秀提案者の選定方式	2
	(2) 最優秀提案者の選定方法	2
	(3) 最優秀提案者の選定体制	2
3	審査の手順	3
	(1) 競争参加資格確認審査	3
	(2) 提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）	3
4	競争参加資格確認審査	4
5	提案審査（基礎審査）	4
	(1) 競争参加資格に関する適格審査	4
	(2) 入札金額に関する適格審査	4
	(3) 基本的要件に関する適格審査	4
6	提案審査（定性審査）	6
	(1) 事業計画に関する提案審査	7
	(2) 施設計画等に関する提案審査	7
	(3) 維持管理計画に関する提案審査	1 1
	(4) 提案全体に関する審査	1 1
7	提案審査（価格審査）	1 2
	(1) 入札金額に関する提案審査	1 2
8	最優秀提案者の選定及び落札者の決定	1 2
	(1) 最優秀提案者の選定及び落札者の決定（定性審査と価格審査の総合評価）	1 2

1 本書の位置づけ

本落札者決定基準は、東根市（以下「市」という。）が「(仮称)東根市立神町小学校分離校整備等事業」（以下「本事業」という。）を実施するに当たり、入札参加者を対象に交付（公表）する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、最も優れた提案を行った入札参加者（最優秀提案者）を選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加者の行う提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、落札者決定基準に使用する用語の定義は、同一の名称によって入札説明書において使用される用語と同一のものである。

2 最優秀提案者の選定の概要

(1) 最優秀提案者の選定方式

本事業は、本施設の設計、建設及び維持管理等の各業務を通じて、選定事業者に効率的・効果的かつ安定的・継続的なサービスの提供を求めるものである。したがって、市は、最優秀提案者の選定及び落札者の決定方式について、公平性の担保及び透明性の確保に配慮したうえで、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6に基づく入札公告により広く入札参加者を募り、同施行令第167条の10の2第1項又は第2項に規定する価格及び価格以外の要素（事業実施能力及び設計・建設・維持管理能力等）を含めた総合評価一般競争入札により行う。

(2) 最優秀提案者の選定方法

最優秀提案者の選定方法は、競争参加資格確認審査と提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）の二段階により実施する。なお、競争参加資格確認審査の結果は、提案審査のための提案を受け付ける入札参加者を選定するためにのみ用いることとし、提案審査には持ち越さない。

(3) 最優秀提案者の選定体制

最優秀提案者の選定体制は、学識経験者及び市の職員等で構成する審査委員会（「東根市PFI事業審査委員会設置要綱（平成17年7月4日告示第33号）」に基づき設置、以下「審査委員会」という。）において行う。

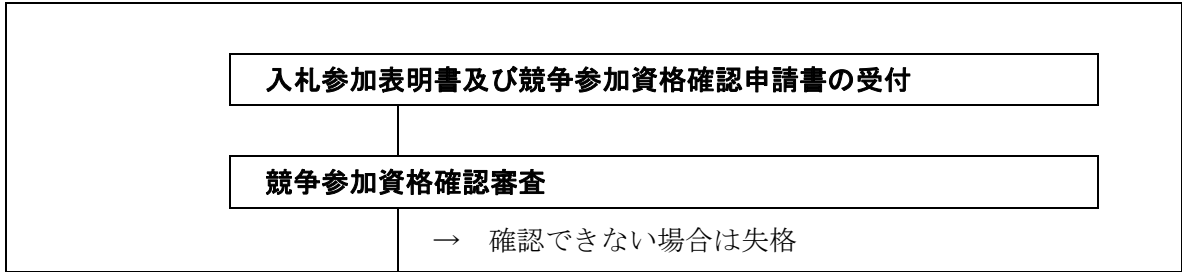
審査委員会委員

区分	氏名	役職	適要
委員長	相羽 康郎	東北芸術工科大学建築・環境デザイン学科教授	建築関係
職務代理	椎名 和男	東根市副市長	行政関係
委員 (五十音順)	板坂 憲助	山形大学附属小学校副校長	教育関係
	植村 義弘	黒沼共同会計事務所公認会計士	会計関係
	香川 浩	スタジオ香川元東北芸術工科大学助手	建築関係
	小関 正男	東根市教育委員会教育長	教育関係
	鈴木 隆	山形大学地域教育文化学部副学部長教授	教育関係
	松井 壽則	日本大学工学部建築学科准教授	建築関係

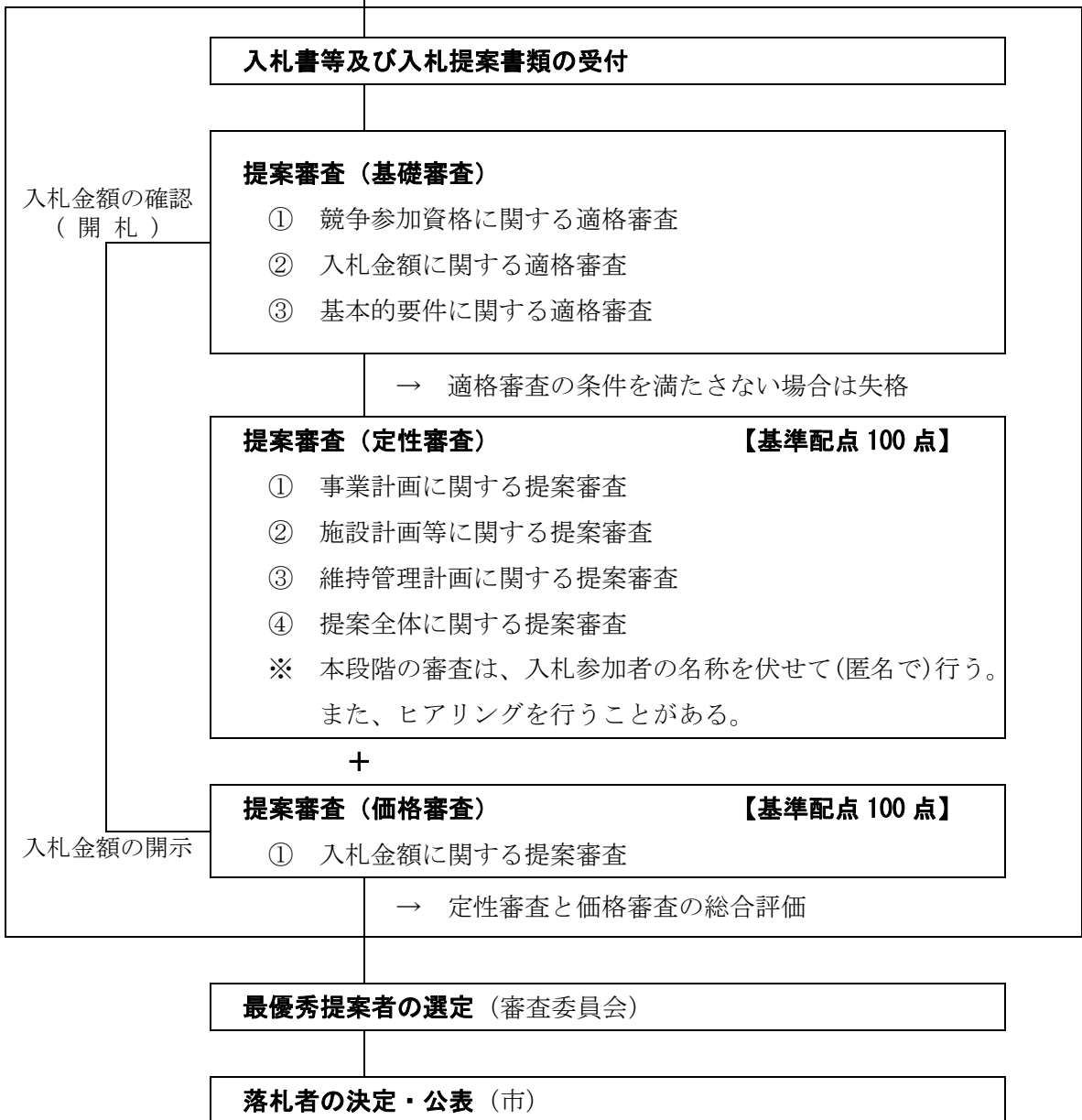
3 審査の手順

審査の手順は、以下のとおりである。

(1) 競争参加資格確認審査



(2) 提案審査（基礎審査、定性審査、価格審査）



4 競争参加資格確認審査

競争参加資格確認審査は、入札参加者の備えるべき競争参加資格（入札参加者の参加要件、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の資格要件、入札参加企業又は入札参加グループの構成員の制限に掲げる要件）に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの確認審査を行う。確認審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

5 提案審査（基礎審査）

提案審査（基礎審査）は、競争参加資格に関する適格審査、入札金額に関する適格審査及び基本的要件に関する適格審査を行う。適格審査の要件を1つでも満たさない場合は失格とする。

(1) 競争参加資格に関する適格審査

入札参加者の備えるべき競争参加資格に関して、入札説明書等に示す要件を満たしていることの適格審査を行う。

(2) 入札金額に関する適格審査

入札参加者の入札した入札金額に基づいて算定された契約金額が、市が定めた予定価格の範囲内であることの適格審査を行う。なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」については、入札説明書の第2章 3 (12)の「4 予定価格」及び同 (13)の「2) 開札方法」を参照すること。

(3) 基本的要件に関する適格審査

基本的要件に関して、以下の基本項目の審査基準を満たしていることの適格審査を行う。

1) 事業計画に関する項目

基本項目	審査基準
事業実施工程	・ 事業実施工程が明示されているとともに、要求条件が満たされていること。
特別目的会社	・ 特別目的会社への出資内容が明示されているとともに、出資条件が満たされていること。
市の支払	・ 市の支払（本施設の整備業務に対する対価等、本施設の維持管理業務に対するサービス対価等）の算定に重大な誤りがないとともに、支払条件が満たされていること。
資金調達計画	・ 資金調達計画（金額・方法・条件等）が明示されているとともに、金融機関等からの関心表明（LOI）が取得されていること。（関心表明が取得されていない場合は、その合理的な説明があること。）
長期事業収支計画	・ 長期事業収支計画（各種費用の項目及び内容）の算定に重大な誤りがないとともに、市場価格との極端な乖離がないこと。

2) 施設計画等に関する項目

基本項目	審査基準
事業計画地	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画地の土地利用が明示されているとともに、要求条件が満たされていること。
配置計画	<ul style="list-style-type: none"> 配置計画（校舎棟、屋内運動場棟、学童保育所棟、屋外施設等）が明示されているとともに、要求条件が満たされていること。
施設計画	<ul style="list-style-type: none"> 施設計画において、校舎棟の必要諸室が設置されているとともに、要求条件が満たされていること。 施設計画において、屋内運動場棟の必要諸室が設置されているとともに、要求条件が満たされていること。 施設計画において、学童保育所棟の必要諸室が設置されているとともに、要求条件が満たされていること。 施設計画において、屋外施設等の必要施設が設置されているとともに、要求条件が満たされていること。
什器備品等計画	<ul style="list-style-type: none"> 什器備品等の整備 並びに 調達の内容が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

3) 維持管理計画に関する項目

基本項目	審査基準
建築物保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 建築物保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
建築設備保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
昇降機設備保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 昇降機設備保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
屋外運動場・外構保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 屋外運動場・外構保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
什器備品等保守管理業務	<ul style="list-style-type: none"> 什器備品等保守管理業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
清掃業務	<ul style="list-style-type: none"> 清掃業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。
警備業務	<ul style="list-style-type: none"> 警備業務計画（業務体制、業務内容等）が提案されているとともに、要求条件が満たされていること。

6 提案審査（定性審査）

提案審査（定性審査）は、事業計画に関する提案審査、施設計画等に関する提案審査、維持管理計画に関する提案審査、提案全体に関する提案審査を行う。

入札参加者より提出された入札提案書類の内容について、以下に示す審査項目ごとに配点を行うものとし、基準配点の合計は100点とする。個々の配点は、それぞれの審査項目における基準配点に評価区分に応じた配点比率を乗じて算定する。この場合、四捨五入は行わないものとする。

（様式欄に、対象とする主な様式を示しているが、その他の入札提案書類全般を総合的に判断し、審査を行うものとする。）

審査項目		基準配点	
(1) 事業計画に関する項目	1) 資金調達計画	4	12
	2) リスク管理計画	4	
	3) キャッシュフロー計画	4	
(2) 施設計画等に関する項目	1) 周辺環境・周辺景観・全体デザイン（外部仕上げ計画を含む）	7	68
	2) 配置計画・動線計画	6	
	3) 校舎棟計画（ゾーニング計画、配置計画、動線計画、必要諸室計画）	8	
	4) 屋内運動場棟計画（配置計画、動線計画、必要諸室計画）	3	
	5) 学童保育所棟計画（配置計画、動線計画、必要諸室計画）	3	
	6) 屋外施設等計画（配置計画、動線計画、必要施設計画）	3	
	7) 主要諸室（普通教室、多目的教室、多目的ホール、理科室、家庭科室、図工室、音楽室、学習センター、管理諸室、共用ゾーン、屋内運動場）の空間デザイン（内部仕上げ計画を含む）	12	
	8) 安全・安心計画（セキュリティー、ユニバーサルデザインを含む）	5	
	9) 設備計画	3	
	10) 什器備品等計画	3	
	11) 維持管理コスト（LCC）の低減に資する計画、環境負荷（LCC O2）の低減計画、その他環境に配慮した計画	7	
	12) 寒冷地計画（断熱、雪対策、風対策等）	5	
	13) 施工計画	3	
(3) 維持管理計画に関する項目	1) 建築物保守管理業務、什器備品等保守管理業務、屋外運動場・外構保守管理業務	4	12
	2) 建築設備保守管理業務、昇降機設備保守管理業務	4	
	3) 清掃業務	2	
	4) 警備業務	2	
(4) 提案全体に関する項目	1) 地域経済への配慮	5	8
	2) その他提案全体	3	
合 計		100	

評価区分	配点比率
⑤ 特に優れている	100%
④ ⑤と③の中間程度	75%
③ 優れている	50%
② ③と①の中間程度	25%
① 審査項目に対する提案はなされているが、特に優れている点はない	0%

(1) 事業計画に関する提案審査

(12 点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
1) 資金調達計画	4	[21、22] 他
<p>ア 資金の需要の計上、資金の調達及び返済の方法において、事業の特性を十分に考慮し、適切かつ安定性が確保されているか。</p> <p>イ 金融機関等との十分な事前の協議がなされ、金融機関等の支援が確保されているか。 (金融機関等の融資内容、融資条件、その他制限事項等が提示され、適切な内容となっているか。)</p>		
2) リスク管理計画	4	[23] 他
<p>ア 想定されるリスクが十分に検討され、リスクの発生を未然に防止できる実施体制等が確保されているか。(実施体制等の確保とともに、企業間のコミュニケーションの方法等が提示され、適切な内容となっているか。)</p> <p>イ リスクの発生時においても事業を継続させるため、有効なバックアップ体制等が確保されているか。(バックアップ体制等の確保とともに、リスクの分担、分担者の負担能力、リスク発生時の責任者の配置、意思決定の手續、関係者との協議等が提示され、適切な内容となっているか。)</p> <p>ウ 提供するサービスの質等を継続的に継続させるため、有効な対応策等が確保されているか。</p>		
3) キャッシュフロー計画	4	[24] 他
<p>ア 運営の資金不足を回避するため、有効な対応策等が確保されているか。</p> <p>イ 事業収支計画の適切かつ安定性を向上させるため、有効な対応策等が確保されているか。</p>		

(2) 施設計画等に関する提案審査

(68 点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
1) 周辺環境・周辺景観・全体デザイン (外部仕上げ計画を含む)	7	[35] 他
<p>ア 本施設の整備にともなう、周辺環境への悪影響を防ぐための対策・工夫がなされているか。(日影、電波受信障害、騒音、排気、降雨、降雪等)</p> <p>イ 周辺環境に調和したデザインであるとともに、周辺景観の向上に貢献するための配慮・工夫がなされているか。(本施設の外観(配置・形状)、色彩、外部仕上げ計画、植栽計画等)</p>		

<p>ウ 教育施設に相応しくかつシンボル性を備えたデザインであるとともに、地域の住民から親しまれるような配慮・工夫がなされているか。（本施設の外観（配置・形状）、色彩、外部仕上げ計画、植栽計画 等）</p>		
<p>エ その他独自に計画、配慮した点</p>		
2) 配置計画・動線計画	6	[36] 他
<p>ア 学校全体の外部配置計画・ボリューム計画において、適切な提案がなされているか。（校舎棟と屋内運動場棟等のボリュームバランス、各施設と外部空間全体の配置バランス、学校全体の機能性と空間アメニティ 等）</p>		
<p>イ 外部から学校内への外部動線計画において、適切な提案がなされているか。（児童・教職員・来校者（地域開放を含む）等の登下校（来退校）時の歩行者動線、教職員・来校者（地域開放を含む）・給食配送回送・維持管理・緊急車両等の車両動線 等）</p>		
<p>ウ 各施設間の外部動線計画において、適切な提案がなされているか。（校舎棟を中心とし、屋内運動場棟、学童保育所棟、屋外施設等 並びに 地域開放施設間の歩行者動線 等）</p>		
<p>エ その他独自に計画、配慮した点</p>		
3) 校舎棟計画（ゾーニング計画、配置計画、動線計画、必要諸室計画）	8	[37] 他
<p>ア 校舎棟の必要諸室のゾーニング計画・配置計画において、適切な提案がなされているか。（校舎棟全体の外部空間も含めた機能性と空間アメニティ 等）</p>		
<p>イ 校舎棟の必要諸室間の動線計画において、適切な提案がなされているか。（地域開放時の利用を含む）</p>		
<p>ウ 校舎棟の必要諸室計画において、適切な提案がなされているか。（各必要諸室の面積、平面形状 等）</p>		
<p>エ その他独自に計画、配慮した点</p>		
4) 屋内運動場棟計画（配置計画、動線計画、必要諸室計画）	3	[38] 他
<p>ア 屋内運動場棟内の配置計画・動線計画において、適切な提案がなされているか。（地域開放時の利用を含む）</p>		
<p>イ 屋内運動場棟の必要諸室計画において、適切な提案がなされているか。（各必要諸室の面積、平面形状 等）</p>		
<p>ウ その他独自に計画、配慮した点</p>		
5) 学童保育所棟計画（配置計画、動線計画、必要諸室計画）	3	[39] 他
<p>ア 学童保育所棟内の配置計画・動線計画において、適切な提案がなされているか。</p>		
<p>イ 学童保育所棟の必要諸室計画において、適切な提案がなされているか。（各必要諸室の面積、平面形状 等）</p>		
<p>ウ 学童保育所棟内の空間デザインにおいて、適切な提案がなされているか。（採光・通風・音・温熱環境等の制御、内部空間アメニティ、内部仕上げ 等）</p>		
<p>エ その他独自に計画、配慮した点</p>		

6) 屋外施設等計画（配置計画、動線計画、必要施設計画）	3	[40] 他
<p>ア 屋外施設等内の配置計画・動線計画において、適切な提案がなされているか。（地域開放時の利用を含む）</p> <p>イ 屋外施設等の必要施設計画において、適切な提案がなされているか。（各必要施設の面積、形状、仕上げ等）</p> <p>ウ 屋外施設等において、適切な提案がなされているか。（日照・採光、粉塵対策、排水処理等）</p> <p>エ その他独自に計画、配慮した点</p>		
7) 主要諸室（普通教室、多目的教室、多目的ホール、理科室、家庭科室、図工室、音楽室、学習センター、管理諸室、共用ゾーン、屋内運動場）の空間デザイン（内部仕上げ計画を含む）	12	[41] 他
<p>ア 普通教室、多目的教室の空間デザインにおいて、学習及び生活の場として相応しくかつ優れた提案がなされているか。（使い勝手、採光・通風・音・温熱環境などの制御、形状、内部空間アメニティ、内部仕上げ等）</p> <p>イ 多目的ホールの空間デザインにおいて、学習及び生活の場として相応しくかつ優れた提案がなされているか。（使い勝手、採光・通風・音・温熱環境などの制御、形状、内部空間アメニティ、内部仕上げ等）</p> <p>ウ 理科室、家庭科室、図工室、音楽室の空間デザインにおいて、教育施設として相応しくかつ優れた提案がなされているか。（使い勝手、採光・通風・音・温熱環境などの制御、形状、内部空間アメニティ、内部仕上げ等）</p> <p>エ 学習センターの空間デザインにおいて、学習及び生活の場として相応しくかつ優れた提案がなされているか。（使い勝手、採光・通風・音・温熱環境などの制御、形状、内部空間アメニティ、内部仕上げ等）</p> <p>オ 管理諸室、共用ゾーンの空間デザインにおいて、教育施設として相応しくかつ優れた提案がなされているか。（使い勝手、採光・通風・音・温熱環境などの制御、形状、内部空間アメニティ、内部仕上げ等）</p> <p>カ 屋内運動場の空間デザインにおいて、教育施設として相応しくかつ優れた提案がなされているか。（使い勝手、採光・通風・音・温熱環境などの制御、形状、内部空間アメニティ、内部仕上げ等）</p> <p>キ その他独自に計画、配慮した点</p> <p>※ 上記の主要諸室の空間デザインは、そのいずれもが重要であるが、滞在時間が長いなど、特に児童の学習及び生活の場として大きな影響を与える、普通教室、多目的ホール、学習センターが重要であると考えている。</p>		
8) 安全・安心計画（セキュリティー、ユニバーサルデザインを含む）	5	[42] 他
<p>ア 避難計画において、児童・教職員・来校者（地域開放を含む）等が安全であるとともに、安心して利用できる提案がなされているか。（非常放送、避難誘導、避難通路、避難場所等）</p> <p>イ セキュリティー計画において、児童・教職員・来校者（地域開放を含む）等が安全であるとともに、死角が少なく安心して利用できる提案がなされているか。（施設各部の見通し、出入口管理、地域開放管理、非常通報、非常放送等）</p>		

<p>ウ ユニバーサルデザインにおいて、児童・教職員・来校者（地域開放を含む）等が安全であるとともに、安心して利用できる提案がなされているか。（各部形状、仕上げ材料、スロープ、手すり、多目的便所、昇降機、通路幅、引き戸 等）</p>		
<p>エ 各種の安全対策において、児童等が不測の事故等にあうことがないように、適切な提案がなされているか。（防球ネット、遊具・運動施設類のガード（プロテクター）、吹き抜け・高所での落下防止、ガラスの破損防止 等）</p>		
<p>オ その他独自に計画、配慮した点</p>		
9) 設備計画	3	[43] 他
<p>ア 各種の設備計画において、建築計画等に整合するとともに、効率的かつ柔軟な提案がなされているか。</p>		
<p>イ 各種の設備材料、機器、器具等において、速やかな修理・修繕が可能な提案がなされているか。</p>		
<p>ウ その他独自に計画、配慮した点</p>		
10) 什器備品等計画	3	[44] 他
<p>ア 各種の什器備品等計画において、使用性（使いやすさ）、耐久性、補充性等の観点から十分に検討され、適切な提案がなされているか。</p>		
<p>イ その他独自に計画、配慮した点</p>		
11) 維持管理コスト（LCC）の低減に資する計画、環境負荷（LCCO2）の低減計画、その他環境に配慮した計画	7	[45、46] 他
<p>ア 建築計画、設備計画等において、修繕費や光熱水費など、維持管理コスト（LCC）の低減に資する提案がなされているか。</p>		
<p>イ 建築計画、設備計画等において、本事業の事業期間内にかぎらず、中長期的に、施設の使用に耐えることができる適切な保全計画の提案がなされているか。</p>		
<p>ウ 建築計画、設備計画等において、環境負荷（LCCO2）の低減に配慮した提案がなされているか。</p>		
<p>エ 建築計画、設備計画等において、学校カリキュラムの変更や部分的な教室の用途変更等に対して柔軟に対応することができる提案がなされているか。</p>		
<p>オ その他独自に計画、配慮した点</p>		
12) 寒冷地計画（断熱、雪対策、風対策 等）	5	[47] 他
<p>ア 本施設の断熱計画において、適切な提案がなされているか。</p>		
<p>イ 本施設の雪対策（児童等に対する雪による危害の防止、本施設に対する雪害の防止、本施設の除雪作業への配慮 等）及び風対策において、適切な提案がなされているか。</p>		
<p>ウ その他独自に計画、配慮した点</p>		
13) 施工計画	3	[48] 他
<p>ア 施工計画において、周辺住民への騒音・振動・悪臭・粉塵等の悪影響を防ぐための対策・工夫等がなされているか。</p>		

イ 施工計画において、市が本事業とは別途に行う開校に向けての諸準備等に対して、十分に配慮された提案がなされているか。
ウ その他独自に計画、配慮した点

(3) 維持管理計画に関する提案審査 (12点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
1) 建築物保守管理業務、什器備品等保守管理業務、屋外運動場・外構保守管理業務	4	[50] 他
ア 建築物保守管理業務、什器備品等保守管理業務、屋外運動場・外構保守管理業務を円滑に行う業務体制の計画がなされているか。		
イ 建築物保守管理業務、什器備品等保守管理業務、屋外運動場・外構保守管理業務（屋外運動場等の粉塵対策、排水処理を含む。）を適切に行う業務内容の計画がなされているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		
2) 建築設備保守管理業務、昇降機設備保守管理業務	4	[51] 他
ア 建築設備保守管理業務、昇降機設備保守管理業務を円滑に行う業務体制の計画がなされているか。		
イ 建築設備保守管理業務、昇降機設備保守管理業務を適切に行う業務内容の計画がなされているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		
3) 清掃業務	2	[52] 他
ア 清掃業務を円滑に行う業務体制の計画がなされているか。		
イ 清掃業務を適切に行う業務内容の計画がなされているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		
4) 警備業務	2	[53] 他
ア 警備業務を円滑に行う業務体制の計画がなされているか。		
イ 警備業務を適切に行う業務内容の計画がなされているか。		
ウ その他独自に計画、配慮した点		

(4) 提案全体に関する審査 (8点)

審査項目と評価指針	基準配点	対象とする主な様式
1) 地域経済への配慮	5	[55] 他
ア 業務の実施において、地域経済への配慮に対する適切な提案がなされているか。		
2) その他提案全体	3	[一、56] 他
ア 提案全体として、民間事業者ならではの有効な提案がなされているとともに、業務の質や効率が高いものとなっているか。（各審査項目間の相乗効果等）		

イ 提案全体として、学校施設の目的を十分に実現するものとなっているか。

ウ その他独自に計画、配慮した点

7 提案審査（価格審査）

(1) 入札金額に関する提案審査

入札参加者の入札金額に関して、以下に示す方法で配点を行うものとし、基準配点は100点とする。

1) 配点の算出方法

入札参加者の入札金額は、次の算定式（予定価格等からの割合等）に基づき、価格審査の配点を算出する。

2) 配点の計算式

配点＝30＋（予定価格－入札金額に基づいて算定された契約金額）／10,000,000

※ なお、入札書に記載する「入札金額」をはじめ、「契約金額」及び「予定価格」については、入札説明書の第2章 3 (12)の「4) 予定価格」及び同 (13)の「2) 開札方法」を参照すること。

※ 価格審査の配点は、小数点以下第三位を四捨五入するとともに、上限を100点とする。

8 最優秀提案者の選定及び落札者の決定

(1) 最優秀提案者の選定及び落札者の決定（定性審査と価格審査の総合評価）

定性審査の配点（基準配点100点）と価格審査の配点（基準配点100点）の合計（総合評価値）が最も高い入札参加者を最優秀提案者として選定し、市がこれを落札者として決定する。

ただし、総合評価値が最も高い入札参加者が複数いるときは、当該入札参加者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。

本事業に関する窓口

東根市総務部プロジェクト推進課

住 所：〒999-3795 山形県東根市中央一丁目1番1号

電 話：0237-42-1111（内線 3121）

F A X：0237-43-2413

e-mail：project@city.higashine.yamagata.jp

ホームページ：http://www.city.higashine.yamagata.jp